

平成23年旭市議会第1回臨時会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成23年3月23日（水曜日）午前11時15分開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 議案上程
 - 第 5 提案理由の説明
 - 第 6 議案の補足説明
 - 第 7 質疑、討論、採決
 - 第 8 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 日程第 3 会期の決定
 - 日程第 4 議案上程
 - 日程第 5 提案理由の説明
 - 日程第 6 議案の補足説明
 - 日程第 7 質疑、討論、採決
 - 日程第 8 閉 会
-

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世

11番 景山岩三郎
13番 嶋田哲純
15番 木内欽市
17番 日下昭治
19番 嶋田茂樹
21番 林 正一郎

12番 滑川公英
14番 柴田徹也
16番 佐久間茂樹
18番 林 俊介
20番 高橋利彦
22番 林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智忠直	副 市 長	増田雅男
教 育 長	刃田哲雄	秘書広報課長	米本壽一
行政改革 推進課長	林 清明	総務課長	平野哲也
企画課長	神原房雄	財政課長	加瀬正彦
税務課長	堀川茂博	市民課長	石井 繁
環境課長	浪川敏夫	保険年金課長	花香寛源
健康管理課長	石毛健一	社会福祉課長	在田 豊
子育て 支援課長	林 芳枝	高齢者 福祉課長	渡辺輝明
商工観光課長	横山秀喜	農水産課長	堀江隆夫
建設課長	北村豪輔	都市整備課長	伊藤恒男
下水道課長	佐藤邦雄	会計管理者	高山重幸
消 防 長	佐藤清和	水道課長	小長谷 博
病院事務部長	渡辺清一	病院経理課長	鈴木清武
国民宿舎 支配人	増田富雄	庶務課長	加瀬寿一
学校教育課長	平野一男	生涯学習課長	野口國男
国体推進室長	高野晃雄	監査委員 事務局長	平野修司
農業委員会 事務局長	伊藤 浩		

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋

事務局 次 長 向 後 嘉 弘

開会 午前 11 時 15 分

○議長（林 一哉） 全員協議会に続きまして、議員の皆様はじめ執行部の皆さん、大変ご苦
労さまでございます。

今回の東北地方太平洋沖地震において、ここ旭市において多数の市民がお亡くなりになり
ました。また、被災された方々に対しましても、ここにご冥福とお見舞いをお祈り申し上げ
る次第でございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご
了解をいただきたいと思います。

◎日程第 1 開 会

○議長（林 一哉） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成23年旭市議会第 1 回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（林 一哉） 日程第 2、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

指名いたします。15番、木内欽市議員、16番、佐久間茂樹議員、以上の 2 議員を指名いた
します。

◎日程第 3 会期の決定

○議長（林 一哉） 日程第3、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第4号までの4議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長の出席を求めました。

◎日程第4 議案上程

○議長（林 一哉） 日程第4、議案上程。

議案第1号から議案第4号までの4議案を一括上程いたします。

議案第 1号 平成22年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 5 提案理由の説明

○議長（林 一哉） 日程第 5、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 初めに、先の東北関東大震災におきまして、とうとい命を犠牲になられました大勢の皆さん方に慎んで心から哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りしたいと思います。また、この震災におきまして、多くの方々が被害に遭われました。その被害に遭われました皆さん方にも心よりお見舞いを申し上げ、私ども市民一丸となって、もとの旭市にいち早く復旧を図りたいと、そんなような思いで今いるところでありますので、議員の皆さん方にもどうぞよろしくご支援のほどお願いを申し上げたいと思います。

本日、ここに平成23年旭市議会第 1 回臨時会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、今回提案いたしました各議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第 1 号は、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、今回提案させていただきます補正予算につきましては、去る 3 月11日に発生した東北関東大震災の災害復旧に伴う予算を計上するとともに、先日の定例会に提案した内容を一部修正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35億1,800万円を追加し、予算の総額を319億2,700万円とするものであります。

また、本予算の災害救助費の中には、建物被害者への見舞金を市単独で支給するための費用を予算計上したところであります。

さらに、国の「被災者生活再建支援法」に基づく災害支援対策として災害支援室を設置し、住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、「被災者生活再建支給金」を支給するための現地調査を 3 月28日から開始し、被害認定等一連の手続きを進めるとともに、支援制度に関する相談窓口を開設いたします。

議案第 2 号は、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 3 号は、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制

定について、議案第４号は、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、震災被害者等への対応を優先し、４月１日に予定しておりました組織の改編時期を延期するため、所要の改正を行うものです。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明申し上げました。詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 一哉） 提案理由の説明は終わりました。

◎日程第６ 議案の補足説明

○議長（林 一哉） 日程第６、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第１号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第１号、平成22年度旭市一般会計補正予算（第４号）について補足説明を申し上げます。

補正内容につきましてでございますが、先の議会で説明させていただいた内容につきましては省かせていただきまして、震災に関連する部分についての説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

１ページをお願いいたします。

第１条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35億1,800万円を追加し、予算の総額を319億2,700万円とするものです。

次に、６ページをお願いいたします。

第２表の繰越明許費補正ですが、先日ご説明させていただきました事業に加えて、今回の震災に対応するための災害救助費の１事業、及び災害復旧費の６事業につきまして、繰り越しの設定をお願いするものでございます。

次に、歳入になります。

12ページをお願いいたします。

一番下になりますが、14款３項２目民生費委託金です。３月11日に発生いたしました東北

地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた旭市に対し、災害救助法が適用されました。それにより、この県支出金を新規に計上するものでございます。

次に、13ページの一番下になります。

17款2項1目財政調整基金繰入金4億円の追加でございます。今回の震災に対応するための経費として計上するもので、当初予算の1億3,000万円を加えました5億3,000万円を災害救助費などに充当いたします。それに併せまして、先の議会で庁舎整備基金に積み立てる予定でございました5億円も、こちらのほうに一般財源として充当する予定となっております。形の上では、15ページお願いいたします。

これは歳出になりますが、2款1項1目一般管理費の中で、基金の運用利子39万7,000円のみここで支出することにしております。この5億円が災害救助の費用のほうに振りかわった形になっております。

次に、17ページになります。

3款5項1目災害救助費29億4,200万円の追加は、今回の震災に伴い、早急に対応しなければならない災害救助等の経費を計上するもので、被災された方々に対する弔慰金、大津波等による災害廃棄物の処理委託料、避難所の運営経費などが主なものでございます。

少し飛びまして、24ページになります。

11款1項厚生労働施設災害復旧費から次のページの4項文教施設災害復旧費までの1億5,000万円につきましては、緊急を要する工事費等があると見込みまして計上しております。

なお、今回の震災関連予算につきましては、あくまでも早急に対応しなければならないものについて計上させていただいたものであり、今後、公共土木施設等の詳細な被害状況が把握できた後、それらの復旧費用等についても再度補正が必要となってまいりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号、議案第4号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 平野哲也 登壇）

○総務課長（平野哲也） 議案第2号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案につきましては、いずれも、震災被

害者等への対応を最優先とするためには、現在の組織体制を継続することが第一義と考えまして、4月1日に予定しておりました組織の改編等の時期を延期するため、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、附則中の施行日を「規則で定める日」とするものでございます。

また、議案とは直接関係はございませんが、例年4月1日に実施いたしております一般行政職等の人事異動につきましても、退職補充等を中心とした必要最小限の異動にとどめるということで内部協議を進めているところでございます。

以上で、議案第2号、議案第3号、議案第4号についての補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 総務課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） ここでおはかりいたします。議案第1号から議案第4号までの4議案については、委員会付託を省略して、直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第4号までの4議案については、委員会付託を省略して、直接審議することに決しました。

◎日程第7 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 日程第7、質疑、討論、採決。

これより議案第1号から議案第4号までの4議案について、順次質疑を行います。

議案第1号について質疑に入ります。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 議案第1号について若干お聞きしたいと思います。

この案件でございますが、定例会におかれまして平成22年度補正予算否決がありました。そういったものについて一部見直しと。災害復旧費に係るのがプラスされてきたものと思い

ます。その中でございますが、県支出金、委託金で出てきておるわけでございます。20億6,200万円ですか。そうしますと、通年であると、委託金等については県税の徴収事務費だとか、県の窓口等における委託金であるわけです。通常、1億円ないし2億円余りですか。そういうことでございますが、今回は災害に係る復旧費という形の中で20億円ほどあるわけでございますけれども、それらにつきまして、民生費の支出ですね。仮設住宅設置工事等が8億919万3,000円ほど見込まれておるわけでございますが、例えばそういった、委託費でございますので、やはり制約を受けるものなのか。あるいは、仮設住宅等においてももう少し省略、金額ですね。例えば8億円が5億円になりましたと。3億円ほどあまりますということ、例えばそういった場合に、次の処理費。処理しますよね。何ページになりました、これは、同じ民生費でしたっけ。廃棄物の処理等が入っていますよね。そういったものに振り向けることが可能なのか。その辺をお聞きしたいと思います。

いわゆる、こっちで減額したものを、災害復旧、廃棄物の処理等に使っていいものなのかどうかということですね。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、県の委託金の関係は、先ほど、全員協議会の中でもご質問がございまして、これについてはまだ確定してないということがありました。それで、この仮設住宅の件は、まだこの予算を組んでいる段階では、県のほうで建ててくれるのか、もしくは市に委託されて、市が委託を受けて市が建てるとかというところもちょっと不明なところがございましたので、この総額を組んでございます。きのうあたりの決定でいけば、県がそれを建てるということでありましたら、この部分はそっくり除かれますということになります。

ただ、予算上は、ここに予算を組んでありますから、廃棄物のほうが足りなくなったということであれば、そちらのほうに支出の段階で流用して使える。それは流用できるということになります。ただ、その財源として、じゃ県の委託費が全部充てられるのかということではなくて、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、これは場合によっては国庫補助金になる、財源の裏づけとして国庫補助金が充てられる可能性がありますので、その辺はもう少し流動的に考えたいということでございます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 今回、早速、災害対策について大規模な補正を組んでいただいたということで、これが可決されれば、本当に市民もよかったなというふうに思われると思います。市民のほうにも報告ができるんじゃないかなと、よい報告ができるというふうに思っているところです。

今回の大災害について、旭市が災害救助法が適用されたわけでありますけれども、今回の補正につきましても、この災害救助法を根拠に予算が組まれたというふうに思われます。災害救助法で市に委託している事業が10項目あるというような説明を先日受けたわけでありすけれども、前段の8項目につきましては、既に事業を進行中というようなことでございまして、最後の2項目、住宅の供与、要するに仮設住宅、盛んに今の全協でも議論されましたけれども、仮設住宅を含めた住宅の供与という点、それからもう1点は、住宅の応急修理ですか。この2点がこれからこの予算の中で実施していく項目になっていくのかなと思います。

仮設住宅のほうにつきましては、全協のほうで大分皆さんが議論されまして、おおよその論点はある程度は出尽くしているというふうに感じているところでありますけれども、応急修理につきましては、住宅が失われたというわけではないんですが、液状化とかいろいろな原因で住めなくなっているとか、いろいろな困難な状況があるわけでありまして、そういったものに対しての予算化だと思いますけれども、その辺についてどのように対応していただけるのか、説明をお願いできれば。どういったような工事が対象になるのか、どのくらいの支援が見込めるのか、手続的なものはどういったようなことをすればいいのか、そういった点について説明を願えればと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、災害救助法によるところの住宅の修理ということで、応急的に修理ということでございますので、生活に最低限必要な部分、台所、トイレ、風呂、それから寝室と。基本的にはそういう部分の応急修理をする場合にそれらが対象になるということなんですが、その対象となる住宅というものは半壊をしていると。一部損壊の状況においては、それらを修理してもその対象にはなりません。半壊状態で、どうにかその部分を修理すれば、今の避難所生活ないしはどこか親戚の家とかに避難をしている世帯が生活できるという状況になるということを目的に修理をした場合に、52万円を限度として、それ

は個人の皆様へ支給するというのではなくて、そういうような方が何世帯あるのか、そういうような部分を市のほうから住宅の大工さんの組合ですとか、そういうところへ市が発注をして、その一部分の経費を改めて市のほうから大工さんの組合なりへお支払いをするというのが原則でございます。

生活の再建支援のほうとは全く性質の違うものでございますので、個人へ支給をするというものではございませんので、その点だけのご認識をいただきたいと思います。

それから、その際に応急仮設住宅へ入ってしまうと、そういう中で修理をするんだということになりますと、これはこの事業では認められなくなりますので、あくまでも自分の家でそういう一部分を修理して住むという、そういう方のための施策であるということでございます。

また、この事業については所得制限というものもございまして、所得が高い方についてはこれらの事業の対象にならないというようなこともございます。

今、市のほうで全面的に、ローラー作戦によりまして被害の状況を把握しましたので、半壊状態でそういう修理を希望する方に改めて申請していただくような、そういう対応を早急にとりたいと。そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） そういったことについて知らない人もいると思うんですよね。ですから、その辺の市民に対しての周知ですか。

それと、これ早急にやれといっても、まあいろいろ忙しいというか、いろいろな対応を今されている中で、しかしながら、そこに住むことを前提に支援が受けられるというようなことだろうと思いますので、やはりこれ、早急にやらないとならない事業ですよ。避難所に入っていたら駄目ということでしょうから、そこに住むことを前提にして支援を受けられると。そういうことなんでしょう。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 避難所に入っていらっしゃる方で、お家が半壊状態にあって、その生活の部分だけ早急に直したいと。直すことによって避難所から自分の家で当面生活できますよという、そういう方のための支援制度であるということです。

それで、この制度を含めまして、ほかのいろいろな支援制度ございますので、その辺の周

知、それらについては大至急、市民の皆様にお知らせできるような、そういう方法をとりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 先ほど、総務課長さんから説明がありましたが、当面、災害復興に対する取り組みは、今の体制のほうで全力で取り組めるということのような説明だったと思いますが、自分がこう見ていますと、本当に災害、11日に起きまして、何か各課長さんらも本当に大変だなと思います。そういった中で、現場へ行っても、電話はじゃんじゃん鳴る、職員は出払っちゃっていない。そういうような状態の中で、あれもやらなきゃならない、これもやらなきゃならない、もう限界で動いていると、ちょっとした言葉でも、何ていうのかな、いい理解ができない場合があったりもするもので、もっとこういう課に人が必要だなというようにときには、何か即応援に行けるような態勢も作っていただければと思いましたので、ちょっとその辺を総務課長さんにお尋ねしたいなと思いました。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 災害対策、このような大規模な災害初めてということで、確かに取り乱しているといえますか、そういった部分はございます。ただ、さっき応援態勢ということでございますけれども、特定の課に集中して事業、どうしてもなってしまうという部分も確かにあります。これは専門的な部分ということで。ただ、全庁的にということで、例えば避難所ですとかそういういったもの、人の数を多く、3交代で4か所やっていますので、相

当な数、人がいます。夜間やる人もいます。それはローテーションで回すんですけれども、例えば災害対策本部では、民生部というところが本来担当ですから、保険年金ですとか社会福祉が担当なんですけれども、それだけではとても人が足りないということで、これは全庁から出しております。そういった形で、必要な部分には全庁的に人を配分する。

例えば今回の住宅の調査なんかも、これもまた全庁的に各課から応援してやると。必要に応じてそういう振り分けをします。また、ご指摘にあったように、この中でまたどうしても人が足りないということがあれば、我々のほうに来てもらえば、それは各課の中吸い上げて、そこへ回すという形で弾力的にやっていきたいということでやっております。

以上です。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 自分も行ったら、そういうときには何かちょっとボランティアの人やなんかも、そういうときのためにということで何か……、待機というの、何かかいてくださいましたが、まあそれでも本当にその課に職員がいないような状態なんで、やっぱり何か……。行けば行っただ、出れば出たで、あっちもこっちも出すことになっちゃって、聞いてみたらやっぱり現場出れば、言われればそれもやらなきゃならないになっちゃって、なかなか自分の部署に、1回出ちゃったら戻られないというのが何か現状みたいで、やっぱりそういう点、どうしても人がそうやって足らなくてパニックになりそうな場合は、それこそ業者でも民間委託してでも何か態勢を整えていただきたいというのが自分の実感でございますので、またそれも早急な復興につながると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で、答弁は結構でございます。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第3号の質疑を終わります。

議案第4号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより、議案第1号から議案第4号までの4議案について、一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

滑川公英議員の発言を許可いたします。

滑川公英議員、ご登壇願います。

(1 2 番 滑川公英 登壇)

○ 1 2 番 (滑川公英) 議席番号12番の滑川公英です。

私は、提案された22年度一般会計補正予算 (第 4 号) について、賛成の立場から討論を行います。

市民各位には既にご承知のように、3月11日の東日本巨大地震は、一瞬のうちに人命を、財産を、ライフラインを飲み込んでしまいました。死者、行方不明者を合わせ2万数千人に上ると言われています。心よりお悔やみ申し上げます。

本市においても、飯岡地区を中心とし、多くの災害をもたらしました。3月定例議会の第10号議案、22年度補正予算の中の庁舎整備基金5億円の積立金計上は、ほかの大切な補正予算があつたにもかかわらず、否決されました。旭市の厳しい状況下に置かれた市民の意思が議員個人個人に反映されたものと確信しております。

先の補正予算は地震発生前に提案されたものであり、当然のこととして、急遽、災害復旧関係予算に充てられるべきであつたものと思われませんが、総務常任委員会においての採決は可否同数であり、島田和雄委員長裁決により賛成多数で可決され、その旨の委員長報告がなされた経過であります。

現在でも、多くの罹災市民は避難所での生活を余儀なくされており、また県内外から多くのボランティアが、19日には約1,200人、20日の日曜日には約1,900人からの人々が被災地に入り、片づけの応援をしていただきました。皆様方のご努力により、心よりありがとうございました。

これらの現況を見ると、まさに旭市の執行部と議会の見識を問われる重要な案件であります。災害救助費29億4,200万円を計上した本補正予算案は、私はまさに当を得たものと思います。第2、第3の災害復旧費の補正予算もあるやに聞いておりますが、緊急性のない不要不急な予算の凍結もこれからぜひお願いいたします。

補正予算否決後6日余りのことゆえに、議員各位にはさまざま思いはあろうかと思いますが、被災者の苦悩に胸をはせ、満場一致での賛成をよろしくお願い申し上げます。

なお、2款総務費の22節補償補填及び賠償金については、後日、求償権を行使されるものと理解し、今回の賛成討論といたします。

ご賛同よろしく願いいたします。

○議長（林 一哉） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 閉 会

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

これにて、平成23年旭市議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 林 一 哉

議 員 木 内 欽 市

議 員 佐久間 茂 樹